

林業信用保証事業交付金（新規）

【平成19年度概算決定額 453,817（0）千円】

事業のポイント

林業・木材産業者が融資機関から事業資金を借り入れる際に、（独）農林漁業信用基金がその債務を保証することにより、円滑な借入を可能とする林業信用保証制度に対する支援を行います。

- ・ 平成17年度保証実績 件数：1,937件 保証引受額：431億円
- ・ 保証料は年0.73%～1.13%と低率であり、さらに、制度資金に対する保証料は年0.65%～0.72%と一層低率。

政策目標

（独）農林漁業信用基金の中期計画期間（平成15年10月から平成20年3月まで）の決算を通じての林業信用保証勘定の損益の均衡

<内容>

1. 製材・加工の大規模化（小規模な製材工場の再編）に伴う代位弁済額の増加分についての支援

木材産業の競争力の強化により小規模な製材工場の再編が促進されますが、その際、代位弁済額が増加することとなり、保証料率を大幅に引き上げる必要が生じます。しかし、急激な保証料率の引き上げは、健全な事業運営を行っている他の保証利用者の経営を圧迫しかねないことから、保証料率の引き上げには限界があります。

このため、信用基金の収支均衡を図りつつ、保証利用者の負担を軽減するため、代位弁済額の増加分について支援します。

【産業競争力強化対策林業信用保証事業 430,000（0）千円】

2. 求償権の回収を促進するための支援

総合経済対策以降に取得した求償権の未回収分について、債権管理の強化や回収業務の計画的な実施のために必要となる管理運営費について支援します。

【求償権回収促進対策林業信用保証事業 23,817（0）千円】

<交付率>

定額

<事業実施主体>

独立行政法人農林漁業信用基金

<事業実施期間>

平成19年度～21年度（3年間）

[担当課：林野庁企画課]